

会
報

飛 躍

多賀城・七ヶ浜商工会

No. 65



七ヶ浜町新春年賀の会



多賀城市新年賀詞交歓会

市民、町民の方々と新年を祝う「多賀城市新年賀詞交歓会（写真：右）」が1月5日、ホテルキャッスルプラザ多賀城にて、「七ヶ浜町新春年賀の会（写真：左）」が1月6日、旅館麻屋にて開催されました。多くの商工業者や関係機関が集い、新年の挨拶や名刺交換を行い、新年を祝うとともに親交を深めました。

主な記事

商工会では、
「膨張から確かな成長へ」をスローガンに掲げ、再生から発展に向け力強く歩み始めた地域事業者の経営課題に対応するため、役職員一丸となって各種経営支援を展開して参ります。

商工会長の年頭挨拶	2P
多賀城市長及び七ヶ浜町長の年頭挨拶	3P
「シチノホテル」「シチノカフェ&ピザ」オープン	4P
こんにち輪（会員さんコーナー）	5P
災害関連融資制度	6P
税務経営相談コーナー	7P
年末大売出し 幸運宝くじ当選番号	8P



多賀城事務所 〒985-0872 多賀城市伝上山 3-1-12
TEL(022)365-7830 FAX(022)365-7880

七ヶ浜事務所 〒985-0802 七ヶ浜町吉田浜字野山 5-1
TEL(022)357-3912 FAX(022)357-5125

E-mail:tagajo@fine.ocn.ne.jp

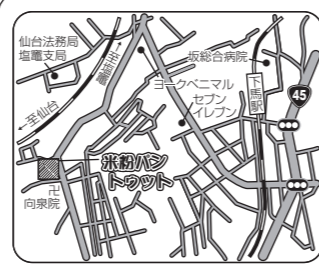
URL <http://www.taga7.miyagi-fsci.or.jp/>

E-mail:nanahama@cocoa.ocn.ne.jp



有限会社 大成商事

- ① 遠藤 隆夫
- ② 七ヶ浜町花洲浜字館下11-2
- ③ 022-357-6977
- ④ ガソリンスタンド
- ⑤ 七ヶ浜町花洲浜、エネオスのガソリンスタンド「大成商事」です。東日本大震災の津波により被災しましたが、これまでの間、仮設店舗での営業を経て、昨年2月に本設復旧いたしました。給油以外にもオイル交換や灯油配達、お車のメンテナンス等なんでもお任せください。セルフ洗車機も完備しております。当店の明るいスタッフが真心こめたサービスで皆様をお待ちしております！



米粉パントワット

営業時間：9時～16時
(火曜日、水曜日定休)

- ① 森 孝二
 - ② 多賀城市留ヶ谷1丁目44-3
 - ③ 022-352-3152
 - ④ 米粉パン専門店
 - ⑤ 出来立ての揚げパンがおすすめ！
- 小麦パンでは味わえないもちりとした食感が特徴の米粉パンを中心にラインナップしています。菓子パン、調理パン、揚げパン、総菜パン、デニッシュ系など各種取り揃えており、何度訪れても新しい味に出会えます。栗原市の農家から直接仕入れた米(ミルクイーン)や天然酵母を使用し、素材にこだわったパン作りを続けてきました。中でも人気メニューは揚げたての「揚げパン」。カレーパン、アードーナツ、チョコドーナツなど様々な味の出来立て揚げパンを是非召し上がってみてください！
- また、一緒に働いてみたい方、元気と笑顔に自信のある方を募集していますので、ぜひお問い合わせください！



しんきさ 多賀

会員さんコーナー

- ① 代表者
- ② 所在地
- ③ 電話番号
- ④ 業種
- ⑤ 自店のPR

浜しんラーメン

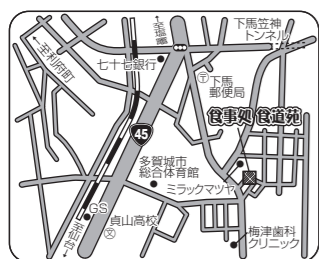
- ① 阿部 慎治
- ② 七ヶ浜町吉田浜字前塚67-1
- ③ 022-357-5958
- ④ ラーメン店
- ⑤ 地域の皆様にご愛顧いただき30年、七ヶ浜町吉田浜で営業しております「浜しんラーメン」です。各種ラーメン、チャーハン、カレー、カツ丼など豊富に取り揃えてお待ちしております。寒い日が続いています。冬の松島湾を眺めながら「浜しん」のラーメンで温まりませんか？

営業時間：午前11時～午後6時まで
(平日のみ午後2時30分から中休み、午後4時より再開)
出前対応いたします
定休日：毎週木曜日



食事処 食道苑

- ① 金沢 敏昭
- ② 多賀城市丸山1-4-3
- ③ 022-362-6783
- ④ 焼肉食堂
- ⑤ 当店は創業44年、焼肉メインの老舗食堂として地域の皆様に親しまれてきました。焼肉の他にも麺類、丼もの、定食、おつまみ、アルコールなど幅広いメニューを揃えており、家族皆様で楽しめます。焼肉は良質の肉を仕入れ、秘伝の自家製ダレを用いており、しつこ過ぎない味付けが特徴です。「自家製キムチ」や「酢漬けナンコツ」、「骨抜き豚足のスライス」といった手間ひまかけた一品おつまみもビールのお供に最適です。うまい、安い、ボリュームたっぷりが自慢です。家族的な雰囲気と手作りの料理でお食事を楽しましますので、是非1度足を運んでください。営業時間 午前11時～午後10時まで
定休日：毎週火曜日 駐車場：3台



今度はあなたの出番です。今すぐお電話を！ 多賀城事務所 ☎365-7830・七ヶ浜事務所 ☎357-3912

七ヶ浜町花洲浜に

「Shichino HOTEL」 「SHICHINO CAFÉ & PIZZA」がオープン

真松島を一望できる新リゾート

12月22日、七ヶ浜町花洲浜に「シチノホテル」(宿泊施設)と「シチノカフェ & ピザ」(ピザカフェ)がオープンしました。

本施設は、まちづくり会社「㈱七ヶ浜ハーバースクエア」が、宮城県の「沿岸部交流人口拡大モデル施設整備事業補助金(2億円)」を活用して建設(総事業費約4億5千万円)しました。平成27年12月の当補助金の応募申請から2年を経て計画が具現化し、今後運営が本格化することとなります。

両施設は防潮堤の海側に建てられており、ホテルは全室オーシャンビューが楽しめる贅沢な空間を提供。キッチン付のコンドミニアム型の部屋を5室用意し、海で釣った魚やお気に入りの食材を持ち寄って自炊も楽しめるようになっています。屋上の避難デッキからは穏やかな松島湾の絶景を一望できます。また、レストランは席と海の間には視界を遮るものが無く、海と一体感を得られる開放的な空間を演出。窯焼きのピザやパンケーキ、コーヒーなどを、海を眺めながら味わうことができます。

七ヶ浜町の新たな観光拠点として、地域内外から人の流れを生み出し、交流人口の拡大と地域経済の活性化に寄与することが期待されています。



ホテルの外観



落成式でのテープカットの様子



カフェ店内の様子



客室からは松島湾を一望できる

「復興祈念割増商品券」発行決定

多賀城市・七ヶ浜町共通

本会では、個人消費の喚起を促し、地域経済の活性化の一助となるべく、平成30年2月25日(日)に、割増商品券を発行します。販売価格は1セット5,000円で、6,000円分(500円券12枚綴り)のお買い物が出来る2割増しの商品券です。多賀城市・七ヶ浜町との共催で、40,000セットを販売します。発売初日(2月25日)は、多賀城市と七ヶ浜町の広報2月号に折り込まれる「商品券購入申込書」と購入代金を持って、多賀城市文化センターか七ヶ浜町中央公民館(午前9時から午後4時)に、お越しいただければ商品券を購入できます。初日に完売しなかった場合には、翌日から商工会において販売いたします。詳しくは、多賀城市と七ヶ浜町の広報2月号の折込を、ご覧ください。また、取扱事業者登録をご希望の事業者様がございましたら、本会までお電話ください。



多賀城市長へ寄附金を渡す八嶋工業部会長

工業部会

たがじょう市民市の売上を多賀城市へ寄付

12月15日、八嶋喬工業部会長が多賀城市長公室を訪問し、11月19日に開催された「たがじょう市民市」で工業部会が運営した「ちびっこ広場」の売上を「ふるさと・多賀城応援寄付」として菊地健次郎市長へ贈呈しました。

地域経済活性化に向け、各事業を可決

第4回理事会

12月15日、多賀城会館において開催され、新会員の加入承認など4議題の審議が行われました。当日は、本会エリアへの交流人口の増加を目的とした、高速道路利用・観光・地域連携推進プラン企画提案書の提出が報告され理解いただくとともに、売上が震災以前の水準に戻っていない厳しい経済環境の中、地域経済の活性化と個人消費を促す2割増商品券発行事業実施計画【平成30年2月25日発売予定】が慎重審議され原案どおり承認されました。

ハローワークからのお知らせ

平成30年4月まであとわずか!
はじまります、「無期転換ルール」

●「無期転換ルール」とは?

有期労働契約が更新されて通算5年を超えたときは、労働者の申込みにより、期間の定めのない労働契約（無期労働契約）に転換できるルールです。通算5年のカウントは平成25年4月1日以降に開始した有期労働契約が対象です。

●対象となる労働者

原則として、契約期間に定めがある「有期労働契約」が同一の会社で通算5年を超える全ての方が対象です。契約社員やパートタイマー、アルバイト、派遣社員などの名称は問いません。

●「無期転換ルール」Q&A

Q:「無期転換ルール」は何のためにあるの?

A:有期労働契約で働く人の約3割が、通算5年を超えて有期労働契約を繰り返して更新している実態にあります。それによって生じる雇止め不安の解消が課題となっています。また、有期労働契約であることを理由として不合理な労働条件が定められることのないようにしていく必要があります。無期転換ルールは、こうした問題に対処し、働く人が安心して働き続けることができる社会を実現するためのものです。

●無期転換ルールに関する情報はこちら

「有期契約労働者の無期転換ポータルサイト」
http://muki.mhlw.go.jp/
宮城労働局雇用環境・均等室 電話 022-299-8844

宮城県最低賃金改正のお知らせ

県内の事業場で働くすべての労働者（臨時、パート、アルバイト等を含む）に適用される宮城県最低賃金は、下欄のとおり改正されました。また、下欄の業種に該当する事業場で働く労働者には、特定(産業別)最低賃金が適用されます。

地域別最低賃金 (効力発生日)	時間額
宮城県最低賃金 (平成29年10月1日)	772円
特定(産業別)最低賃金 (効力発生日)	時間額
①鉄鋼業 (平成29年12月15日)	872円
②電子部品・デバイス・電子回路、 電気機械器具、情報通信機械器具 製造業 (平成29年12月15日)	819円
③自動車小売業 (平成29年12月15日)	840円

なお、次に掲げる賃金は、最低賃金の計算に含まれません。

- 精皆勤手当 ○通勤手当 ○家族手当 ○賞与等
- 時間外・休日・深夜手当

詳しくは、宮城労働局賃金室（☎022-299-8841）
にお問い合わせください。

税務・経営・相談コーナー(税・融資・補助金情報)

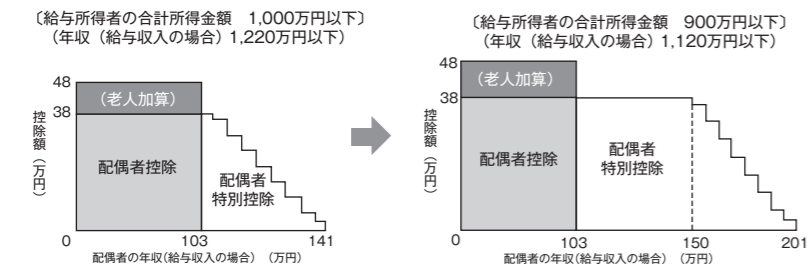
配偶者控除、配偶者特別控除が変わります!

税制改正により配偶者控除及び配偶者特別控除の取扱いが変更されました。変更された事項の一部をお知らせします。

配偶者控除及び配偶者特別控除の控除額の改正（※抜粋）

◎配偶者特別控除の控除額が改正されたほか、対象となる配偶者の合計所得金額が38万円超123万円以下とされました。(改正前38万円超76万円未満)

◀配偶者控除及び配偶者特別控除の控除額のイメージ▶



【解説】給与所得者と生計を一にする配偶者（青色事業専従者として給与を受ける人及び白色事業専従者を除きます）の給与収入額が103万円を超えると配偶者特別控除の控除額が段階的に小さくなっておりましたが、平成30年より配偶者の給与収入額が150万円まで最高38万円の配偶者特別控除が受けられるようになります。※給与所得者の合計所得金額によって控除額が異なります。詳しくは税務署までお尋ねください。

◀配偶者控除および配偶者特別控除の控除額▶
※抜粋

	給与所得者の合計所得金額 (給与所得だけの場合の給与 所得者の給与等の収入金額)		(参考) 配偶者の収入が給与所得 だけの場合の配偶者の給与等 の収入金額
	900万円以下 (1,120万円以下)		
配偶者控除	配偶者の合計所得金額 38万円以下	38万円	1,030,000円以下
配偶者特別控除	老人控除対象配偶者	48万円	
配偶者控除	配偶者の合計所得金額 38万円超 85万円以下	38万円	1,030,000円超 1,500,000円以下
配偶者特別控除	85万円超 90万円以下	36万円	1,500,000円超 1,550,000円以下
配偶者特別控除	90万円超 95万円以下	31万円	1,550,000円超 1,600,000円以下
配偶者特別控除	95万円超 100万円以下	26万円	1,600,000円超 1,667,999円以下
配偶者特別控除	100万円超 105万円以下	21万円	1,667,999円超 1,751,999円以下
配偶者特別控除	105万円超 110万円以下	16万円	1,751,999円超 1,831,999円以下
配偶者特別控除	110万円超 115万円以下	11万円	1,831,999円超 1,903,999円以下
配偶者特別控除	115万円超 120万円以下	6万円	1,903,999円超 1,971,999円以下
配偶者特別控除	120万円超 123万円以下	3万円	1,971,999円超 2,015,999円以下
配偶者特別控除	123万円超	0	2,015,999円超

会員になりました。よろしくお願ひいたします。

(10月・11月・12月受付分理事会加入承認)

【法定会員】

No.	事業所名	代表者	住 所	電話番号	業 種
1	ホケンサービスすずき	鈴木 美津男	多賀城市桜木2-1-31コーポ栄102	022-352-3583	損害保険代理店
2	(株)高山	高山 宏敏	多賀城市笠神2-17-1	022-362-3181	事務機・IT機器販売



**税理士による
無料税金相談**

東北税理士会塩釜支部では、「税理士記念日」にちなみ、次のとおり税理士による無料の税金相談を行います。所得税や相続税・贈与税など、税の専門家が無料で相談に応じます。

◇日 時 平成30年2月24日(土)
受付時間 午前10時～午後3時

◇場 所 塩釜市公民館
2階第一会議室
(塩釜市東玉川町9-1)

◇問合せ先 東北税理士会 塩釜支部
電話 362-18773

災害関連融資制度のお知らせ

運営主体	小規模企業共済	日本政策金融公庫	宮 城 県
制度名称	特例災害時貸付け	東日本大震災復興特別貸付	みやぎ中小企業復興特別資金
対 象 者	所有する事業資産が直接被害に遭われた小規模企業共済契約者	①東日本大震災の地震・津波などにより直接被害を受けた中小企業者 ②上記①②の事業者などと一定以上の取引のある中小企業者（間接的被害者） ③そのほか宮城・岩手・福島等の被災地内に事業所を有し、震災の影響（風評被害・計画停電等）により売上減少し、資金繰りに支障を来す等業況が悪化しているが、中長期的には業況の回復が見込まれる中小企業者	宮城県内に事業所を有し、次のいずれかの証明書又は認定書の交付を受けた中小企業者 ①市町村長が発行する「罹災証明書等（東日本大震災による災害のよって被害を受けた事実を証するものとして発行されたもの）」の交付を受けた方 ②市町村長が発行する「東日本大震災復興緊急保証」の認定を受けた方
融 資 限 度 額	50万円～2,000万円 ※融資限度額は、掛金納付月額に応じて掛金の7～9割の範囲内 ※平成23年4月時点で、契約者貸付の貸付限度額が50万円以上となる方が対象です	上記①および② 国民生活事業 6,000万円 中小企業事業 3億円(別枠) 上記③ 国民生活事業 4,800万円 中小企業事業 7.2億円(別枠)	運転・設備資金 8,000万円
返 済 期 間 (据置期間)	融資額が500万円以下の場合 4年(据置1年以内) 融資額が505万円以上の場合 6年(据置1年以内)	①設備資金 20年以内(据置5年以内) ②設備資金 15年以内() ③設備資金 20年以内(据置き3年以内) ④設備資金 15年以内() ⑤設備資金 15年以内(据置3年以内) ⑥設備資金 8年以内(据置3年以内)	15年以内(据置3年以内)
保 証 人	不要	(法人) 代表者 (個人) 家 族	原則として法人代表者以外不要
利 率 取扱機関等	(利 率) 直接被害の場合:0%(無利子) (取扱期間)平成30年3月31日 (取扱機関)中小企業基盤整備機構 小規模共済融資課 (T E L)030-3433-8811 (問合せ時間) 平日 AM9時～PM6時まで	(利 率) ①基準利率より▲0.5%(但し、中小企業事業は融資後3年間、1億円まで、国民事業は3,000万円まで基準利率より▲1.4%)※被害証明等の提出が必要です。 ②基準利率より最大▲0.5%(但し、融資後3年間は3,000万円まで基準利率より最大▲0.9%) ※被害証明等の提出が必要です。 ③基準利率より最大▲0.5%(但し、一定の要件に該当する場合) (取扱機関)日本政策金融公庫	(利 率)固定 1.5% (信用保証料率) 0.5% (取扱機関) 県内に本店・支店を有する地方銀行、都市銀行、第二地方銀行、信用金庫、信用組合、商工組合中央金庫 (取扱期間)平成30年3月31日融資実行分まで(その他) 一定要件を満たす場合、融資額3,000万円までの支払利息を宮城県が補給します。

金利情報 (平成29年12月13日現在)

融 資 名 称	金 利
日本政策金融公庫国民生活事業普通貸付	1.81%～2.40%(担保不要) 1.16%～2.35%(担保提供)
小規模事業者経営改善資金(マル経)	1.11%
新規創業融資制度 (無担保・無保証人、税務申告2期終えていない方)	2.26～2.85%
多賀城市中小企業振興資金	2.20%
七ヶ浜町中小企業振興資金	2.20%

毎週水曜日は 日本政策金融公庫 定例相談会の日

融資の相談に行きたいが、仙台に行く時間がない。そんな会員皆様の悩みにお応えするため、日本政策金融公庫の融資担当者を招き、事業資金に関する相談会を下記により開催中です。

- 時 間 午前10時30分～午後3時30分まで
(予約制 ※希望日の前週の金曜日午前中までにご予約ください)
- 場 所 多賀城事務所

ご利用お待ちしております。

